訪問介護 第1号訪問事業 利用契約 重要事項説明書

グッドタイムリビング株式会社

GTL ケアサービス センター南 訪問介護・第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス) 利用契約 重要事項説明書

2025年5月15日現在

この「重要事項説明書」は、「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第76号)」、GTLケアサービスの所在市または関係市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に基づきGTLケアサービスセンター南訪問介護・第1号訪問事業利用契約(以下「利用契約」といいます)締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

事業者、事業所の概要が提供される指定訪問介護サービスまたは第 1 号訪問事業 (横浜市訪問介護相当サービス) (以下総称して「訪問介護サービス等」といいます) の内容・利用料等、契約上ご注意いただきたいことを、本書をもって説明します。不明点等がございましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。

1 事業者の概要

事業者名称		グッドタイムリビング株式会社			
代表者氏名	代表取締役社長 河合 淳				
	本社所在地	東京都中央区八丁堀3丁目4番8号			
所在地		RBM 京橋ビル			
	本店所在地	本店所在地 東京都千代田区丸の内1丁目9番1号			
TEL · FAX		TEL: 03-6845-8020 (本社)			
I EL • FAX	FAX:03-6845-8015 (本社)				
設立年月日		2005年4月1日			
主な介護サービス	訪問介護事業	訪問介護事業、第1号訪問事業、定期巡回・随時対応型訪問介			
主な介護サービス事業	護看護事業、	護看護事業、訪問看護事業、居宅介護支援事業、住宅型有料老			
尹未	人ホーム運営	事業、介護付有料老人ホーム運営事業			

2 事業所の概要

事業所名称	GTL ケアサービス センター南
指定事業所番号	1473802260
所在地	横浜市都筑区茅ケ崎中央 56 番 9 号
連絡先	TEL: 045-949-8792 FAX: 045-949-8793
相談担当者名	管理者 星野 北斗
	営業日:年中無休
営業日・営業時	営業時間:9:00~18:00
間	訪問介護サービス等提供時間:00:00~23:59
	(電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとります。)
訪問介護サービス	横浜市都筑区内
等提供実施地域	(現代中4)兆[2](7)
併設サービス	居宅介護支援事業

3 事業の目的および運営方針

	・指定訪問介護サービスまたは第1号訪問事業(横浜市訪問介護
	相当サービス)の適正な運営管理を確保するために必要な人員
事業の目的	および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援
	状態にあるお客様に対し、適正な訪問介護サービス等を提供す
	ることを目的とします。
	・お客様が要介護状態または要支援状態になった場合において
	も、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生
	活が営めるよう、入浴・排泄・食事の介護その他全般にわたる、
運営方針	適切な訪問介護サービス等が総合的かつ効率的に提供されるよ
医四刀刺	うに配慮いたします。
	・関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サー
	ビスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める
	ものとします。

4 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	・事業所の従業者の管理および業務の管	1名
日生日	理を一元的に行います。	(常勤職員)
	・事業所に対する訪問介護サービス等の	1 名以上※
	利用の申込に係る調整、訪問介護員に	(1 名以上の常勤職員を
	対する技術指導等を行うものとしま	含む。管理者及び訪問
サービス提供	す。	介護員を兼務する者を
責任者	・訪問介護計画書または第1号訪問事業	含む。)
貝ഥ日	計画書の作成、訪問介護サービス等の	※利用者の数(前3ヵ
	提供に伴う業務管理等を行います。ま	月の平均値) が 40 人ま
	た、自らも訪問介護サービス等の提供	たはその端数を増すご
	にあたるものとします。	とに1名配置します。
		(常勤換算で)2.5 名以
		上※
	 ・訪問介護計画または第1号訪問事業計	※指定訪問介護事業所
訪問介護員	・	の人員に関する基準
初刊介護貝		(常勤換算方法で 2.5 名
	提供いたします。 	以上)に従い訪問介護
		サービス等の提供状況
		により、増員します。

5 提供する訪問介護サービス等の内容

以下の各種サービスがあります。具体的にどのサービスを選ぶのがふさわしいかは、後に作成する訪問介護計画または第1号訪問事業計画の中でご相談いたします。 なお、訪問介護サービスの項目は同様となります。

身体介護	食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、 通院介助等
生活援助	食事の支度、洗濯、掃除、買物、薬の受取 等

6 訪問介護サービス等の利用にかかる料金・利用料・その他費用および支払条件について

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として 基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合(1~3割)に応じた額で す。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 11.12円(2級地)

区分	1 同坐をりの形西時間	1 回当たりの所要時間 基本利用料		利用者負担額			
区の	1回ヨたりの別女吋间	基平利用料	1割	2 割	3割		
	20 分未満	1,812 円	182 円	363 円	544 円		
4	20 分以上 30 分未満	2,713 円	272 円	543 円	814 円		
身体	30 分以上 1 時間未満	4,303 円	431 円	861 円	1,291 円		
介護	1時間以上1時間30分未満	6,305 円	631 円	1,261 円	1,892 円		
ii X	1時間30分以上(30分増す	911円	92 円	183 円	274 円		
	ごとに加算)	を加算	を加算	を加算	を加算		
生活	20 分以上 45 分未満	1,990 円	199 円	398 円	597 円		
援助	45 分以上	2,446 円	245 円	490 円	734 円		

- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。
- ※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算、減算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算または減算されます。 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※ 地域区分別1単位当たりの単価11.12円(2級地)

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
加昇ツ悝規	女什	个小儿科	1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間 (18 時~22 時)、早	1回につき			
	朝 (6 時~8 時) にサービ	基本利用料	4の 25%		
	スを提供した場合				
深夜加算	深夜(22 時~翌朝 6 時)	1回につき			
	にサービスを提供した場	基本利用料	4の 50%		
	合				
緊急時訪問介護	利用者や家族等からの要	1回につき			
加算	請を受け、緊急に身体介	1,112円	112円	223 円	334 円
	護サービスを行った場合	1,112]			
初回加算	新規に訪問介護計画を作				
	成した利用者に、サービ	 1月につき			
	ス提供責任者が自ら訪問	2,224 円	223 円	445 円	668 円
	介護を行うか他の訪問介	2,221 1			
	護員に同行した場合				
口腔連携強化加	事業所の従業者が、口腔				
算	の健康状態の評価を実施	 1月に1回			
	した場合において、歯科	に限り	56 円	112 円	167 円
	医療機関及び介護支援専	556円	0011	112 1	101 1
	門員に対し、当該評価の	00011			
	結果を情報提供した場合				
特定事業所加算	加算の体制要件、人材要	1月につき			
II	件を満たす場合	基本利用料	4の109	6	
介護職員等処遇	処遇改善加算 II ~IVの要	1月につき			
改善加算(I)	件に加えて、経験技能の	総単位数の	24.	5 %	
	ある介護職員を事業所内				
	で一定割合以上配置する				
	場合				

事業所と同一建	事業所と同一敷地内又は	基本料金の90%
物等に居住する	隣接する敷地内に所存す	
利用者へのサー	る建物に居住する者	
ビス提供減算	事業所と同一敷地内又は	基本料金の85%
	隣接する敷地内に所存す	
	る建物に居住する利用者	
	の人数が 1 月あたり 50	
	人以上の場合	
	同一建物の利用者 20 人	基本料金の90%
	以上にサービスを行う場	
	合	
	合 正当な理由なく、前6月	基本料金の88%
		基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月 間に提供したサービスの 提供総数のうち、事業所	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの提供総数のうち、事業所と同一建物敷地内又は隣	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの提供総数のうち、事業所と同一建物敷地内又は隣接する敷地内に所在する	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの提供総数のうち、事業所と同一建物敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの提供総数のうち、事業所と同一建物敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合	基本料金の88%

- ※ お客様の身体的理由により1人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合等、やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金(200/100)となります。
- ※ 訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領の場合は上記金額の1割、2割または3割となります。(ただし、経過措置、お客様負担の減免、公費負担がある場合等は、その負担額によります。)

<提供時間による加算割合は下記の通り>

提供時間帯	早朝	夜 間	深 夜
時間帯	6:00~8:00	18:00~22:00	22:00~翌朝6:00
加算割合	25%	25%	50%

(2) 横浜市訪問介護相当サービス

【月額・横浜市都筑内】

項目	利用	単位数	サービス	利用料	利用料	利用料
75.0	回数	T 123X	利用料金	(1割)	(2割)	(3割)
横浜市訪問介護相当 サービス費(I) (事業対象者、要支援 1・2)	週1回 程度	1,176	13,077 円	1,308 円	2,616 円	3,924 円
横浜市訪問介護相当 サービス費(II) (事業対象者、要支援 1・2)	週 2 回 程度	2,349	26,120 円	2,612 円	5,224 円	7,836 円
横浜市訪問介護相当 サービス費(Ⅲ) (事業対象者、要支援 2)	週2回 以上	3,727	41,444 円	4,145 円	8,289 円	12,434 円

【加算、減算】

加算の種類	要件	利田利	利	用者負担	額
加昇の性短	安什	利用料	1割	2割	3割
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、訪問介護サービス等を行った場合	1月につき 2,224円	223 円	445 円	668 円
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔 の健康状態の評価を実施 した場合において、歯科 医療機関及び介護支援専 門員に対し、当該評価の 結果を情報提供した場合	1月に1回 に限り 556円	56 円	112円	167 円
介護職員等処遇 改善加算(I)	処遇改善加算 II ~IVの要件に加えて、経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置する場合	1月につき 総単位数の	24. 5	5 %	

事業所と同一建	事業所と同一敷地内又は	基本料金の90%
物等に居住する	隣接する敷地内に所存す	
利用者へのサー	る建物に居住する者	
ビス提供減算	事業所と同一敷地内又は	基本料金の85%
	隣接する敷地内に所存す	
	る建物に居住する利用者	
	の人数が1月あたり50人	
	以上の場合	
	同一建物の利用者 20 人	基本料金の90%
	以上にサービスを行う場	
	合	
	合 正当な理由なく、前 6 月	基本料金の88%
		基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの	基本料金の88%
	正当な理由なく、前 6 月 間に提供したサービスの 提供総数のうち、事業所	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの提供総数のうち、事業所と同一建物敷地内又は隣	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの提供総数のうち、事業所と同一建物敷地内又は隣接する敷地内に所在する	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの提供総数のうち、事業所と同一建物敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供	基本料金の88%
	正当な理由なく、前6月間に提供したサービスの提供総数のうち、事業所と同一建物敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合	基本料金の88%

- ※ 上記は法定代理受領の場合の利用料となります。(ただし経過措置、お客様負担 の減免、公費負担がある場合等は、その負担額に変更になります。)
- ※ 利用料の算定にあたっては、地域区分による報酬単価(横浜市・11.12 円)が加 算されています。
- ※ 利用者負担額(1割、2割または3割)の算出方法 上記「横浜市訪問介護相当サービス」による1ヶ月のサービス合計単位数×11.12 円=○○円(1円未満切り捨て)
 - 〇〇円- (〇〇円×0.9、0.8 または 0.7 (1 円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)
- ※ 原則として月途中からのサービス開始または終了の場合、日割計算を行います。 また、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変 更となった場合、③同一保険者管轄内での転居などにより事業所を変更した場合、 ④要支援度が変更した場合は、日割計算となります。

(3) その他の費用

	通常の訪問介護サービス等の実施地域である横浜市都筑区
	内の場合は、お客様の居宅への訪問は無料となります。ただし、
	通常の訪問介護サービス等の実施地域を超える地域に訪問す
(1) 交通費	る必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要に
	なります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実
	施地域を超えた時点から片道1キロメートル 金 25 円を徴収
	いたします。
	指定訪問介護サービスの利用をキャンセルする場合、24 時間
	前までにご連絡のない場合はサービス利用料金の 8.3%をキャ
(2)キャンセル料	ンセル料として請求させていただきます。ただし、横浜市訪問
	介護相当サービスの利用をキャンセルする場合は、キャンセル
	料は不要です。

- ※ただし、お客様の病変、急な入院などのやむを得ない事情によるキャンセルに ついては、事業者はキャンセル料を請求しません。
- ※第1号訪問事業の利用をキャンセルする場合、事業者はキャンセル料を請求しません。なお、お客様は事業者に対して、第1号訪問事業の提供の24時間前までにご通知をください。
- (3) 訪問介護サービス等の提供にあたり 必要となるお客様の居宅で使用する 電気、ガス、水道の費用

お客様の別途負担となります。

(4) 通常の訪問介護サービス等の提供を超える費用(利用者負担 10 割分)

項目	金額	説明
		区分支給限度額を超えて訪問介
 介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と	護サービス等を利用したい場合
介護体膜外リービス	同額とします。	など介護保険枠外のサービス料
		金です。

(5) 支払条件

料金、利用料、その他費用の支払条件は、毎月1日から末日までの料金、利用料、その他費用を翌月末日(同日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日)にお客様の指定金融機関口座からの自動振替による方法、もしくは以下の銀行口座に振込む方法にてお支払いいただきます。なお、請求書・明細書については利用月の翌月20

日までにお客様に送付いたします。

事業者にてお支払いを確認できましたら、領収書をお渡ししますので、適切に保 管をお願いします。

[事業者の指定する銀行預金口座]

金融機関名	店名	店番号	預金種目	口座番号	口座名義
株式会社三井住友銀行	中央支店	763	当座	1725250	グ ット゛タイムリヒ゛ング゛(カ

7 機密保持と個人情報の取扱い

事業者およびその従業者は、お客様に訪問介護サービス等を提供するうえで知り得たお客様ならびにご家族の情報は、契約期間中はもとより、利用契約終了後においても、決して第三者(ただし、事業者の関連会社の役職員は除きます)に漏らすことはありません。またお客様やご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。ただし、事業者が訪問介護サービス等を提供する際にお客様やご家族に関して、知り得た情報については、会議等で訪問介護サービス等の利用調整を行う際に必要となります。事業者は、別途締結する「GTLケアサービス センター南 訪問介護・第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)利用契約書」の別紙「GTLケアサービス訪問介護・訪問型サービス(第1号訪問事業)利用契約における個人情報の使用について」の定めに従い、必要最小限の範囲内でお客様やご家族の個人情報を使用します。

8 訪問介護サービス等に関する諸記録について

お客様は、訪問介護サービス等の提供記録の閲覧および複写物の交付を請求する ことができます。但し、コピー代はお客様の実費負担となります。(1枚あたり金 10円となります)

9 緊急時等の対応方法について

事業所は、訪問介護サービス等の実施中に、お客様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに医療機関、市町村(保険者)、ご家族、居宅介護支援サービス提供事業者、地域包括支援センター等に電話・ファックス・Eメール等で連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

10 事故発生時の対応方法について

- (1) 事業所は、お客様に対する訪問介護サービス等の提供により事故が発生した場合には、すみやかに医療機関、市町村(保険者)、ご家族、居宅介護支援サービス提供事業者、地域包括支援センター等に電話・ファックス・Eメール等で連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。なお、事故原因を明確にするために事故防止対策委員会を設置し、事故の再発防止に努めます。
- (2) 事業所は、訪問介護サービス等の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行うものとします。
- (3) 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとします。

11 従業者の研修について

事業者は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものと します。

採用時研修	採用後1ヵ月以内
継続研修	年2回

12 虐待の防止について

- (1) 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずることとします。
 - ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (2) 万が一、虐待等が発生した場合、事業所は、事実確認、原因究明および再発 防止策の検討・実施ならびにこれらにかかる関係者への報告等(行政等への報 告を含む)の必要な対策を社内規則に従い速やかに実施します。

13 訪問介護サービス等の提供に関する苦情、相談について

事業者は、提供した訪問介護サービス等に苦情や相談がある場合は、すみやかに 対応します。以下の窓口にご連絡ください。

【事業所の窓口】	所在地:横浜市都筑区茅ケ崎中央 56 番 9 号
グッドタイムリビング株式会社	TEL: 045-949-8792
GTLケアサービス	FAX: 045-949-8793
センター南	 受付時間:月~金曜日 9:00~18:00
管理者 星野 北斗	
【法人の窓口】 グッドタイムリビング株式会社 お客様相談センター	所在地:東京都中央区八丁堀3丁目4番8号 RBM 京橋ビル TEL:0120-323-084 受付時間: 平日 9:00~18:00
	所在地:神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央
【区の窓口】	32番1号
都筑区役所	TEL: 045-948-2313
高齢・障害支援課	受付時間:月~金曜日 8:45~17:00
	(祝祭日、12月29日~1月3日を除く)
	所在地:神奈川県横浜市中区本町
【市町村の窓口】	6丁目 50番地の 10
横浜市 はまふくコール	TEL: 045-263-8084
(横浜市苦情相談コールセンター)	受付時間:月~金曜日 8:45~17:15
	(祝祭日、12月29日~1月3日を除く)
	所在地:神奈川県横浜市西区楠町 27 番地 1
【公的団体の窓口】	TEL: 045-329-3447
神奈川県国民健康保険団体連合会	受付時間:月~金曜日 8:30~17:15
介護苦情相談係	(祝祭日を除く)

14 第三者による評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日				
の実施状況		評価機関名称				
		結果の開示	1	あり	2	なし
	2 なし					

以上の内容について、「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第76号)」、GTLケアサービスの所在市または関係市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に基づき、お客様に説明を行いました。

重要事項説明の年月日

説明年月日 (西暦) 年 月 日

重要事項について文書を交付し、説明しました。

=34	所 在 地	横浜市都筑区茅ケ崎中央 56 番 9 号
説明	法 人 名	グッドタイムリビング株式会社
者	事業所名	GTL ケアサービス センター南
П	説明者氏名	

重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

お客様	氏 名 ※原則ご本人の自署	(代筆者)	続柄
	※利用者本人による	る署名が困難な場合、代筆者は「お客様の氏名」および	
	「代筆者の氏名」、	「続柄」をご記入ください。	

※代理権を持つ法定代理人や任意後見人等が、入居者ご本人に代わって説明を受けた場合

代			
理	氏	名	
人			